



後期高齢者医療の 保険証が変わります

8月1日
から

現在使用している長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用する保険証を郵送しますのでご確認ください。

黄色で横長の封筒でお送りします
封筒の表面に「後期高齢者医療 保険証在中」と大きな記載があります。
新しい保険証は、7月下旬に発送予定です。

保険証をお持ちの全ての方が対象です
8月中に75歳になる方も送付します。

減額認定証の交付には申請が必要です
限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も有効期限が7月31日までです。減額認定証の交付には申請が必要になりますので、交付を希望される方は健康増進課国保年金係（3番窓口）にて申請をお願いします。

保険証は藤色になります
ご使用は、8月1日からになります。
保険証が届いたら、住所、氏名、生年月日、性別、一部負担金の割合（1割または3割）をご確認ください。
これまで使用していた保険証は、破棄してしまって結構です。
8月になっても保険証が届かないなど、ご不明な点がございましたら、健康増進課国保年金係までご連絡ください。



後期高齢者医療の 保険料決定に関するお知らせ

平成20年度

平成19年中の所得に基づき、8月に平成20年度の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を決定します。既に仮徴収により保険料を納付されている方は、決定した保険料額からこれまでに納めていただいた額を差し引いた、残

りの額を納めていただくこととなります。
なお、被用者保険の被扶養者であった方については、8月に保険料に関する通知を行う予定ですが、実際に保険料を納めていただくのは、10月以降になります。

3月まで加入していた健康保険	国民健康保険 又は国保組合		被用者保険（会社の社会保険など）			
			本人		被扶養者	
徴収方法	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
決定後の保険料額の徴収時期	10月以降の年金給付月（4、6、8月）は仮徴収	8月以降、翌年3月までの毎月で計8回	8、9月は普通徴収、10月以降は特別徴収	8月以降、翌年3月までの毎月で計8回	10月以降の年金給付月	10月以降、翌年3月までの毎月で計8回

保険料額の軽減措置や徴収方法などについては、今後変更になる場合があります。
普通徴収の対象者（納付書や口座振替で保険料を納めていただく方）は
年金受給額が年額18万円未満である方。
介護保険料との合計が、年金額の1/2を超える方。
複数の年金を受給している人の場合、特別徴収の対象年金に優先順位があるため、年金の受給総額が18万円以上でも、普通徴収になる場合があります。

問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

平成21年度採用の 職員を募集します

市では次のとおり職員を募集します。
募集職種及び採用予定人員
一般事務職 5名
土木技術職 1名
保育士 1名
*採用予定人員は変更になる場合があります。
採用予定年月日
平成21年4月1日
受験資格等
◆一般事務職
高等学校を卒業した方、又は平成21年3月卒業見込みの方で、昭和59年4月2日以降に生まれた方
短期大学（高等学校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専門学校を含む）を卒業した方、又は平成21年3月卒業見込みの方で、昭和57年4月2日以降に生まれた方
大学を卒業した方又は平成21年3月卒業見込みの方で、昭和55年4月2日以降に生まれた方
身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けている方で、高等学校以上を卒業した方
◆土木技術職
大学で専門課程を履修し卒業した方、又は平成21年3月卒業見込みの方で、昭和55年4月2日以降に生まれた方
◆保育士
保育士の資格を有する方又は平成21年3月末までに資格取得見込みの方で、昭和57年4月2日以降に生まれた方
次の方は受験できません
日本国籍を有しない方及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。
受付期間 7月15日（火）まで
郵送の場合は、締切日必着
試験日・試験科目
第1次試験 8月3日（日）
教養試験、小論文、専門試験、土木技術職、保育士のみ
第1次試験の可否の発表は、

8月21日（木）頃に通知（郵送）します。
第2次試験 9月7日（日）
事務適性検査、口述試験（面接）、実技試験（保育士のみ）
試験案内・受験申込書の配付
市役所総務課に用意してあるほか、郵送・Eメールでもご請求いただけます。詳しくは、お問い合わせください。
詳細は、市ホームページにも掲載されています。



森本 恵時（税務課）
平成19年度一般事務職採用

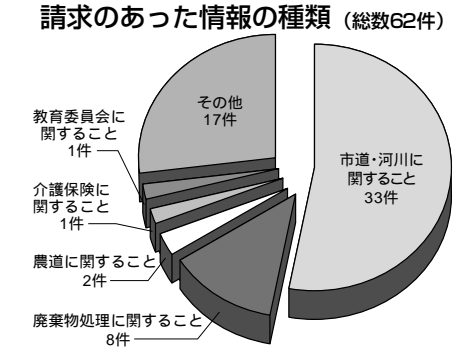
税金の徴収業務を担当しています。お金を扱う仕事なので、とても神経を使いますが、よりよいまちづくりのため税を集めるということ、とてもやりがいを感じています。
下田のために働ける仕事をしていることを幸せに思い、充実した日々を送っています。
問合せ先 総務課人事係 ☎ 2221
メールアドレス sun@city.shimoda.shizuoka.jp

先輩に聞いてみました

平成19年度

情報公開・個人情報保護制度の 運用状況をお知らせします

情報公開制度
情報公開制度は、市民の皆さんの知る権利を保障するとともに、市が公文書として管理している文書等を公開すること、市政に対する理解と信頼をより深めてもらうことを目的としています。
平成19年度の公文書開示請求は、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局宛に62件でした。
請求のあった主なものは、市道・河川に関すること、廃棄物処理に関すること、請求件数全体の66%を占めています。



個人情報保護制度
個人情報保護制度は、市の個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、市民の皆さんが自己の情報開示、訂正、利用停止を求める権利を保障するものです。
平成19年度の個人情報開示請求件数は、市長部局3件（全部公開）でした。
また、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求はありませんでした。
問合せ先 総務課庶務係 ☎ 2221

公文書公開請求処理状況 (単位: 件)

機関	請求件数	処理状況					公開の方法	
		全部公開	一部公開	非公開	却下	取り下げ	閲覧	写し交付
市長所管部局	58	41	14	-	2	1	-	55
教育委員会	2	1	1	-	-	-	-	2
監査委員事務局	1	-	-	1	-	-	-	-
選挙管理委員会	1	1	-	-	-	-	-	1
合計	62	43	15	1	2	1	-	58